

さすがねっと J プラン料金表

大阪ガス株式会社

通則

(料金表の適用)

1 インターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）に関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。

(料金の変更)

2 当社及びジェイコムウエストは本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

(消費税相当額の加算)

3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いをする額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

(料金の臨時減免について)

4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービス契約約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することができます。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表 I 利用料・工事費等

第1表 利用料等

1 利用料

1-1 適用

利用料の適用についてはさすがねっと J プラン契約約款第 26 条(利用料等の支払義務)によります。

1-2 料金額

インターネット接続サービスには、次表の提供の形態による区分があります。

品目（タイプ）※1	内容	区分	単位	料金額（月額）
さすがねっと J プラン 320M(集合タイプ)	下り速度上限を 320Mbps、上り速度上 限を 10Mbps とするサ ービス	(ア) 当社及び ジェイコムウ エストが定め る共同住宅及 び集合住宅※2	1 の契約者回 線ごとに	提供料金はさすがねっと J プラン定期契約規約に定め ます。
さすがねっと J プラン 320M(戸建タイプ)		(イ) (ア)以外の 住宅※3	1 の契約者回 線ごとに	提供料金はさすがねっと J プラン定期契約規約に定め ます。

さすガねっと Jプラン 1G(集合タイプ)	下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限 を 100Mbps とするサ ービス	集合住宅	1 の契約者回 線ごとに	提供料金はさすガねっと J プラン定期契約規約に定め ます。
さすガねっと Jプラン 1G(戸建タイプ)	下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限 を 1Gbps とするサー 비스	戸建住宅	1 の契約者回 線ごとに	提供料金はさすガねっと J プラン定期契約規約に定め ます。
さすガねっと Jプラン 10G	下り速度上限を 10Gbps、上り速度上限 を 10Gbps とするサ ービス	戸建住宅	1 の契約者回 線ごとに	提供料金はさすガねっと J プラン定期契約規約に定め ます。

※1 電気通信サービスの種類は、さすガねっと Jプラン 320M (集合タイプ・戸建タイプ) 及びさすガ
ねっと Jプラン 1G (集合タイプ) はCATV インターネットサービス、さすガねっと Jプラン 1G (戸
建タイプ) 及びさすガねっと Jプラン 10G はFTTH インターネットサービスです。

※2 2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸又は分譲住宅で当社及びジェイコムウ
エストが判断するもの、以下「集合住宅」といいます。

※3 以下「戸建住宅」といいます。

2 付加機能使用料

2-1 適用

付加機能使用料の適用については、さすガねっと Jプラン契約約款第 26 条 (利用料等の支払義務)
に定めるところによります。

2-2 付加機能の種類等

区分		提供条件
① 電子メール機能	契約者が電子メール（メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができる機能をいいます。	<p>①当社及びジェイコムウエストは、1 の契約者回線につき 5 までのメールアドレスを提供します。</p> <p>②当社及びジェイコムウエストは契約者からの請求があつたときは、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところにより、メールアドレスの変更、その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>③電子メール機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、前①により提供する 1 のメールアドレスにつき 15 ギガバイトとし、情報の蓄積期間は 365 日間とします。</p> <p>④当社及びジェイコムウエストは、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。</p> <p>⑤④の規定により、メールアドレスを変更するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。</p>

<p>② セキュリティパッケージ（ウイルススキャン機能）</p>	<p>本接続サービスにおいて、契約者が利用する電子メール機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに対して、コンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のうち一つ以上有するもの。以下「ウイルス」といいます。）が含まれる場合に、ウイルスの検知及び駆除又は削除する機能をいいます。</p>	<p>①契約者は、別に定める当社及びジェイコムウエスト所定の方法により、請求をしていただきます。</p> <p>②当社及びジェイコムウエストは、①電子メール機能の提供条件欄 第①項に基づき、付与されたメールアドレスに対し、当機能を提供します。</p> <p>③当社及びジェイコムウエストは、②の規定により、当機能の提供を受けるメールアドレスの変更請求があったときは、別に定める当社及びジェイコムウエスト所定の方法により、再度請求をしていただきます。</p> <p>④当社及びジェイコムウエストは、①電子メール機能の提供条件欄 第④項に基づき、メールアドレスを変更していくたゞくときで、あらかじめそのことを契約者にお知らせした場合には、契約者は、別に定める当社及びジェイコムウエスト所定の方法により、再度請求をしていただきます。</p> <p>⑤当社及びジェイコムウエストは、当社及びジェイコムウエストが別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル（ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスのみとします。</p> <p>⑥当機能は、ウイルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果すことを一切保証するものではありません。</p> <p>⑦当機能のその他の提供条件等については、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところによります。</p>
--------------------------------------	--	--

<p>③ ペアレンタルコントロール機能</p>	<p>契約者が、インターネット上のホームページを閲覧する場合において、契約者自らが閲覧できるサイトを限定し、又はそれを解除することができる機能をいいます。</p> <p>① 契約者は、別に定める当社及びジェイコムウエスト所定の方法により、登録をしていただきます。ただし、別に定めるサービスの利用に際し、すでに登録をしている場合には、新たな登録は省略することができます。</p> <p>②当社及びジェイコムウエストは、①の登録を行った契約者に契約者識別符号（契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。）及び契約者識別符号に付随する暗証符号（英字及び数字の組み合わせをいいます。以下、契約者識別符号とあわせて、「契約者識別符号等」といいます。）を付与します。</p> <p>③契約者は、契約者識別符号等の変更請求及び失念があったときは、別に定める当社及びジェイコムウエスト所定の方法により、再度登録をしていただきます。</p> <p>④契約者は、当社及びジェイコムウエスト所定の方法により、別に定めるソフトウェアのダウンロードをしていただきます。</p> <p>⑤契約者は、ダウンロードしたソフトウェアを用いて、当社及びジェイコムウエストが設けた基準に従い当社及びジェイコムウエストが分類したカテゴリやレベルを指定することにより、一定のサイトへの経路を遮断することができます。ただし、遮断可能なサイトは、遮断時において、別に定めるデータベースに登録されているサイトに限ります。</p> <p>⑥当機能は、サイトの遮断システムとして、完全な機能を果すことを一切保証するものではありません。</p> <p>⑦当機能のその他の提供条件等については、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところによります。</p>
-----------------------------	---

2-3 料金額

種別	単位	料金額（月額）
電子メール機能	1 の契約者回線ごとに	無料
セキュリティパッケージ (ウイルススキャン機能)	1 の契約者回線ごとに	無料
ペアレンタルコントロール機能	1 の契約者回線ごとに	無料

第2表 手続きに関する料金等

1 適用

手続きに関する料金等の適用についてはさすがねっと Jプラン契約約款第 27 条（手続きに関する料金表 I -5

金等の支払義務) 及び第33条(延滞処理)第6項、並びに別記2によります。

2 料金額

2-1 契約事務手数料

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1の手続き※1ごとに	3,000円(税込 3,300円)

※1 品目変更の手続きを含みます。

2-2 パスワードの変更等手続料

区分	単位	料金額
パスワード変更等手続料	1の手続きごとに	別に算定する実費相当額

2-3 インターネット品目変更設定費

区分	単位	料金額
インターネット品目変更設定費	1の手続きごとに	別に算定する実費相当額

2-4 延滞処理に伴う手数料

区分	単位	料金額
延滞時請求書発行手数料	1の手続きごとに	300円(税込 330円)

2-5 払込票発行に伴う手数料

区分	単位	料金額
払込票発行手数料	1の手続きごとに	300円(税込 330円)

2-6 環境設定通知書再発行に伴う手数料

区分	単位	料金額
環境設定通知書再発行手数料	1の手続きごとに	500円(税込 550円)

2-7 請求金額通知発行に伴う手数料

区分	単位	料金額
請求金額通知発行手数料※2	1の手続きごとに	300円(税込 330円)

※2 当社が定める日以降で、契約者の希望に応じ当社が請求金額通知を発行した場合に適用します。

2-8 その他手続きに関する手数料

区分	単位	料金額
手数料	1の手続きごとに	別に算定する実費相当額

第3表 工事に関する費用

1 適用

工事に関する費用の適用についてはさすがねっと J プラン契約約款第 28 条（工事に関する費用の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。
新規契約時の工事費の分割払い	新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます。）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。
分割払いの適用について	<p>1. 分割払いの支払期日及び支払方法は、当社及びジェイコムウェストが別に定めるものとします。</p> <p>2. 利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(1) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかつたとき。</p> <p>(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>3. 契約者が本サービスの利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社及びジェイコムウェストが契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事費があるときは、当社及びジェイコムウェストが別に定める場合を除き、当社及びジェイコムウェストはその工事費残額を一括請求します。</p>

2 料金額

2-1 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合

区分	単位	料金額
本サービスの利用開始に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の利用開始に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-2 本サービス又は付加機能の解除に関する工事の場合

区分	単位	料金額
契約の解除に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

付加機能の解除に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
---------------	-------------	-------------

2-3 サービス品目変更に関する工事の場合

区分	単位	料金額
サービス品目変更に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-4 契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合

区分	単位	料金額
その他工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

第4表 損害金

1 適用

損害金の適用についてはさすがねっと J プラン契約約款第 5 条（契約者回線の終端）第 3 項に定めるところによります。

2 損害金の額

区分	単位	料金額 (不課税)
J プラン 320M、J プラン 1G（集合タイプ）用のもの（Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置）	1 台ごとに	500 円
J プラン 1G（戸建タイプ）、J プラン 10G 用のもの（Wi-Fi 対応型の光回線終端装置（ONU））	1 台ごとに	7,000 円

第5表 端末機器修理費

1 適用

端末機器修理の適用は、さすがねっと J プラン契約約款第 29 条（端末機器に関する費用の支払義務）に定めるところによります。

2 修理費の額

実費相当額とします。

附則

（実施期日）

本料金表は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。